

## 都市税財源の充実強化に関する決議

今日の地方財政は、地方創生への取組をはじめ、子ども子育て等福祉・医療・教育の充実、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、さらには防災・減災対策など、従来にも増して果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加する一途にある。

都市自治体においては、これまでも職員の削減など徹底した行財政改革や投資的経費の抑制により、年々増嵩する社会保障関係費を捻出してきたが、行財政改革による対応も限界まできており、地方財政を取り巻く環境は一段と厳しいものとなっている。

その一方で、地方の基金残高の増加等をもって地方財政に余裕があるかのような議論があるが、基金の増加は地方財政健全化法が平成 21 年度に施行されて以降、各自治体が以前にも増して行革努力を行った結果でもある。行革努力に水を差し、財政の健全化を逆行させる恐れさえあるこのような議論は、断じて容認できない。

我々都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、かつ、人口減少社会を踏まえた新たな行政課題にも的確に対応できるよう、都市税財源の充実強化を図るべきである。

### （地方一般財源総額の確保等）

都市自治体においては、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであり、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方財源を削減しないよう強く求める。

また、行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、平成 31 年度以降においても都市自治体が中期的な見通しをもって計画的な財政運営を行うことができるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すべきである。

さらに、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うべきである。

### （消費税・地方消費税率 10%への確実な引上げ）

「社会保障・税一体改革」の実現に向けた消費税・地方消費税率 10%への引上げについては、平成 31 年 10 月に確実に実施すること。また、新しい経済政策パッケージについては、地方行財政に大きく関わるものであることから、具体的な政策の策定に当たっては地方と十分に協議するとともに、安定的な地方財源を十分に確保すべきである。

**（ゴルフ場利用税の現行制度の堅持）**

ゴルフ場利用税については、税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すべきである。

**（安定的な税財源確保に向けた地方税体系の構築等）**

今後、地方の自由度を拡大し、各自治体が自立した行財政運営を行っていくためには、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すべきである。

以上、国においては、都市自治体が果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化を図るよう強く求める。

以上決議する。

平成30年6月6日

全 国 市 長 会